

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	増毛町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mashike.hokkaido.jp/menu/kakuka/soumu/mynumber_jouhoukannri/index.htm

執行機関名 増毛町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	増毛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第26号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等の母若しくは父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		増毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)別表第1第1の項 増毛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第26号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等の母若しくは父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	増毛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第26号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		増毛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第26号)